

[事案 30-230] 給付金返還無効請求

・令和元年 7 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

給付金誤払いに関連する保険会社対応により精神的苦痛を被ったことを理由に、相手方に給付金返還請求権がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 6 月に水晶体再建術を受けたため、平成 26 年 7 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、先進医療給付金等が支払われた。しかし、その後、誤払いがあったとして一部給付金の返還を求められたが、以下等の理由から、保険会社に給付金の返還請求権がないことを確認してほしい。

- (1) 給付金受領後、誤払いの返還通知が来るまでの間、遠方の病院にて受診しており、交通費がかかっている。
- (2) 本手術後は体調が悪く、車の運転もできずにいた状態にも関わらず、誤払いの説明を聞かなければならず、精神的苦痛を被った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 29 年 7 月、当社は申立人に対して給付金の誤払いがあったことを連絡しており、申立人は、遠方の病院にて受診する前に誤払いがあったことを知っていた。
- (2) 給付金の誤払いがあった事実を説明したことだけで、申立人の権利または利益を侵害したとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金誤払い後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、給付金誤払い後において保険会社に不当な対応があったとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 誤払いがあったために、申立人が遠方の病院の予約を確定させ、既に勤務調整もしてしまった後では受診の中止は行えなかったと述べている点からして、交通費の支出と誤払いが無関係であるとは言えない。
- (2) 誤払い後の経過および保険会社の主張によれば、保険会社において誤払いがあったことが判明したのは、平成 29 年 7 月、申立人が募集人に全額給付されたことに対するお礼を言ったため、調査がされたことによるものであるが、申立人の善意による行為によって給付金返還を要求される結果になったことはあまりにも申立人に酷だといえる。